

## 函館市国民健康保険診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領

### 1 目的

この要領は、国民健康保険の診療報酬明細書等（以下「レセプト」という）の開示依頼があった場合における取扱いを定め、もって個人のプライバシーの保護及び診療上の関係に係る取扱いに十分配慮をしつつ、被保険者等へのサービスの一層の充実を図るとともに、レセプト開示業務の円滑かつ適正な遂行に資することを目的とする。

### 2 開示対象レセプトの範囲

開示の対象は、過去5年間のレセプトとする。

### 3 開示依頼対象者の範囲

開示依頼対象者は、北海道において作成した「診療報酬明細書等の開示に係る取扱指針」（以下「取扱指針」という。）の規定による範囲の者とする。

### 4 開示依頼の受付及び開示業務担当部署

市民部国保年金課において行うものとする。

### 5 業務処理方法

業務の処理方法は、「取扱指針」の規定によるものとし、開示に係る帳票等（様式1～様式11及び別紙）の様式は別途規定する。

なお、遺族から開示の依頼があり、保険医療機関等へ連絡する場合は、事前に遺族の同意を得ること。

### 6 開示に係る手数料

開示に係る手数料は、無料とする。

### 7 関係書類の保存期間

関係書類の保存期間は10年とし、文書処理済（完結）となった年度の翌年度から起算するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成10年2月20日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成15年1月30日から施行する。